

糸満市公害防止条例（昭和52年糸満市条例第17号）新旧対照表

改正後	改正前
○糸満市生活環境保全条例 （目的） 第1条 この条例は、工場及び事業場における事業活動に伴う騒音、振動及び悪臭の発生について必要な規制を行い、並びに事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷を低減するための施策の基本となる事項その他必要な事項を定めることにより、生活環境の保全等に関する施策を推進し、もって現在及び将来の市民の健康を保護するとともに良好で快適な生活環境を保全することを目的とする。 （定義） 第2条 この条例において、次_____に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) <u>生活環境の保全等</u> 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、人の健康を保護し、及び生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）を保全することをいう。 (2) <u>公害</u> 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、騒音、悪臭、振動、土壌の汚染及び地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。 (3) <u>環境への負荷</u> 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをい	○糸満市公害防止条例_____ （目的） 第1条 この条例は、公害を防止することにより、市民の健康を保護し、あわせて快適な生活環境を保全することを目的とする。 _____ _____ _____ _____ （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) <u>公害</u> 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、騒音、悪臭、振動、土壌の汚染及び地盤の沈下によつて、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。 _____ (2) <u>ばい煙等</u> ばい煙、粉じん、ガス、汚水、騒音、悪臭、振動、地盤の沈下及び土壌の汚染をいう。 _____ _____ _____ (3) <u>特定施設</u> 工場又は事業場に設置される施設のうち、ばい煙等が発生し又はもたらす施設であつて、規則で定めるものをい

改正後	改正前
<u>う。</u> (4) <u>ばい煙等 ばい煙、粉じん、ガス、汚水、騒音、悪臭、振動、地盤の沈下及び土壌の汚染をいう。</u> (5) <u>特定施設 工場又は事業場に設置される施設のうち、ばい煙等を発生し又はもたらす施設であつて、規則で定めるものをいう。</u> (6) <u>規制基準 特定施設から排出し、又は発生するばい煙等の量、濃度又は程度の許容限度であつて、規則で定めるものをいう。</u> （事業者の責務） 第3条 事業者は、その事業活動による公害を防止するために自らの責任と負担において必要な措置を講ずるとともに、市が実施する<u>生活環境の保全等</u>に関する施策に協力しなければならない。 （市及び市民の責務） 第4条 市は、この条例に定める<u>生活環境の保全等</u>に関する施策を実施するほか、国又は県が実施する<u>生活環境の保全等</u>に関する施策に協力しなければならない。 2 市民は、公害の防止及び環境への負荷の低減に常に努めるとともに、<u>生活環境の保全等</u>に関する市の施策に協力するよう努めなければならない。 （規制基準） 第5条 市長は、市民が健康で快適な生活を確保する<u>上</u>において<u>生活環境の保全等</u>を図るため規制基準を定めなければならない。 2 市長は、<u>前項</u>の規定により規制基準を定めようとするとき	<u>う。</u> (4) <u>規制基準 特定施設から排出し、又は発生するばい煙等の量、濃度又は程度の許容限度であつて、規則で定めるものをいう。</u> 〔新設〕 〔新設〕 （事業者の責務） 第3条 事業者は、その事業活動による公害を防止するために自らの責任と負担において必要な措置を講ずるとともに、市が実施する<u>公害の防止</u>に関する施策に協力しなければならない。 （市及び市民の責務） 第4条 市は、この条例に定める<u>公害防止</u>に関する施策を実施するほか、国又は県が実施する<u>公害防止</u>に関する施策に協力しなければならない。 2 市民は、公害を発生させないよう<u>常</u>に努めるとともに、<u>公害防止</u>に関する市の施策に協力しなければならない。 （規制基準） 第5条 市長は、市民が健康で快適な生活を確保する<u>うえ</u>において<u>公害防止</u>を図るため規制基準を定めなければならない。 2 市長は、<u>第1項</u>の規定により規制基準を定めようとするとき

改正後	改正前
は、別に設置する<u>糸満市生活環境保全審議会</u>の意見を<u>聴</u>かなければならない。これを変更し、廃止したときも同様とする。 3・4 〔略〕 （特定施設の設置届） 第6条 特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置工事開始の<u>30</u>日前までに規則で定めるところにより、次の事項を市長に届け出なければならない。 (1) 氏名又は名称及び住所（法人に<u>あつては</u>、その代表者名） (2)～(6) 〔略〕 2 現に特定施設を設置している者は、前項の規定にかかわらず当該施設と<u>なつた</u>日から<u>30</u>日以内に、<u>前項</u>に掲げる事項を市長に届け出なければならない。 3 第1項の届__出には、その場所の周囲の関係者<u>及び自治会</u>代表者の同意書を添付しなければならない。ただし、市長が公害の発生するおそれがないと認めたときは、この限りでない。 4 前項に規定するもののほか、第1項の届__出に関し他<u>自治会</u>に相当の影響を及ぼすおそれがあると市長が認めたときは、その<u>自治会</u>についても前項の規定を準用する。 （施設変更等の届出） 第7条 <u>前条</u>第1項及び第2項の規定による届__出をした者は、その届__出に係る<u>前条</u>第1項第3号及び第5号に掲げる事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る工事開始の30日前までに規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。 2 前項に係る変更の届__出には、<u>前条</u>第3項及び第4項の規定	は、別に設置する<u>糸満市公害対策審議会</u>の意見を<u>聞</u>かなければならない。これを変更し、廃止したときも同様とする。 3・4 〔略〕 （特定施設の設置届） 第6条 特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置工事開始の<u>60</u>日前までに規則で定めるところにより、次の事項を市長に届け出なければならない。 (1) 氏名又は名称及び住所（法人に<u>あつては</u>、その代表者名） (2)～(6) 〔略〕 2 現に特定施設を設置している者は、前項の規定にかかわらず当該施設と<u>なつた</u>日から<u>90</u>日以内に、<u>第1項</u>に掲げる事項を市長に届け出なければならない。 3 第1項の届<u>け</u>出には、その場所の周囲の関係者<u>並びに字</u>代表者の同意書を添付しなければならない。ただし、市長が公害の発生するおそれがないと認めたときは、この限りでない。 4 前項に規定するもののほか、第1項の届<u>け</u>出に関し他<u>字</u>に相当の影響を及ぼすおそれがあると市長が認めたときは、その<u>字</u>についても前項の規定を準用する。 （施設変更等の届出） 第7条 <u>第6条</u>第1項及び第2項の規定による届<u>け</u>出をした者は、その届<u>け</u>出に係る<u>第6条</u>第1項第3号及び第5号に掲げる事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る工事開始の30日前までに規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。 2 前項に係る変更の届<u>け</u>出には、<u>第6条</u>第3項及び第4項の規定

改正後	改正前
を準用する。 （氏名の変更等の届出） 第８条 第６条第１項及び第２項の規定による届出をした者が、第６条第１項第１号及び第２号に掲げる事項について変更が<u>あった</u>とき又は施設を廃止したときは、その日から３０日以内に、その旨市長に届け出なければならない。 ２ 〔略〕 （公表） 第１０条 <u>前条</u>第１項の規定により命令を受けた者がその命令に応じな<u>かった</u>ときは、市長はその者を一般に公表しなければならない。 （意見の聴取及び弁明） 第１１条 第９条第２項の規定による特定施設の使用の一時停止を命じようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を<u>聴く</u>とともに当該施設の設置者又は代表者に弁明の機会を与えることができる。 （公害防止協定の締結_____） 第１２条 市長が公害の防止について協定の必要があると認めた事業者は、市長の求めに応じ、<u>公害防止協定を締結するよう努めなければならない</u>。 （夜間の静穏保持） 第１７条 何人も、夜間において音響機器音、楽器音、人声等により、みだりに<u>付近</u>の静穏を害する行為をしてはならない。 （深夜騒音の規制） 第１８条 飲食店営業その他の営業で<u>あつて</u>規則で定める営業を	を準用する。 （氏__の変更等の届出） 第８条 第６条第１項及び第２項の規定による届<u>け</u>出をした者が、第６条第１項第１号及び第２号に掲げる事項について変更が<u>あつた</u>とき又は施設を廃止したときは、その日から３０日以内に、その旨市長に届け出なければならない。 ２ 〔略〕 （公表） 第１０条 <u>第９条</u>第１項の規定により命令を受けた者がその命令に応じな<u>かつた</u>ときは、市長はその者を一般に公表しなければならない。 （意見の聴取及び弁明） 第１１条 第９条第２項の規定による特定施設の使用の一時停止を命じようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を<u>聞く</u>とともに当該施設の設置者又は代表者に弁明の機会を与えることができる。 （公害防止協定__締結の義務） 第１２条 市長が公害の防止について協定の必要があると認めた事業者は、市長の求めに応じ<u>公害防止協定を締結し、当該協定事項を誠実に履行しなければならない</u>。 （夜間の静穏保持） 第１７条 何人も、夜間において音響機器音、楽器音、人声等により、みだりに<u>附近</u>の静穏を害する行為をしてはならない。 （深夜騒音の規制） 第１８条 飲食店営業その他の営業で<u>あつて</u>規則で定める営業を

改正後	改正前
営む者は、当該営業等に係る深夜（午後11時から翌日の午前6時までの間をいう。）における騒音により、その周辺の生活環境をそこなうことのないよう努めなければならない。 （改善命令） 第19条 市長は、前4条の規定に違反する行為により、人の健康又は生活環境がそこなわれると認めるときは、当該行為をしている者又はさせている者に対し期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において必要な措置をとるべきことを命令することができる。 （立入検査） 第22条 〔略〕 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、<u>関係人に提示しなければならない</u>	営む者は、当該営業等に係る深夜（午後11時から翌日の午前6時までの間をいう。）における騒音により、その周辺の生活環境をそこなうことのないよう努めなければならない。 （改善命令） 第19条 市長は、前5条の規定に違反する行為により、人の健康又は生活環境がそこなわれると認めるときは、当該行為をしている者又はさせている者に対し期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において必要な措置をとるべきことを命令することができる。 （立入検査） 第22条 〔略〕 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、<u>関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない</u>。
_____。 （審議会） 第23条 市長の諮問に応じ、次_____に掲げる事項を調査、審議するために<u>糸満市生活環境保全審議会</u>（以下「審議会」という。）を設置する。 (1) 第2条第5号に規定する特定施設を定めること。 (2) 第2条第6号に規定する規制基準を定めること。 (3)・(4) 〔略〕 2・3 〔略〕 〔削る〕 （罰則） 第24条 第9条第1項又は第2項の規定による命令に違反した	（審議会） 第23条 市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査、審議するために<u>糸満市公害対策審議会</u>（以下「審議会」という。）を設置する。 (1) 第2条第3号に規定する特定施設を定めること。 (2) 第2条第4号に規定する規制基準を定めること。 (3)・(4) 〔略〕 2・3 〔略〕 <u>4 審議会に関し必要な事項は、別に市長が定める。</u> （罰則） 第24条 第9条第1項又は第2項の規定による命令に違反した

改正後	改正前
者は、<u> </u>10万円以下の罰金に処する。 第25条 <u>第6条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の罰金に処する。</u> 〔削る〕 〔削る〕 〔削る〕 第26条 次<u> </u>に該当する者は、<u> </u>3万円以下の罰金に処する。 (1) <u>第6条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</u> (2) <u>第7条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</u> (3) <u>第19条の規定による命令に違反した者</u> (4) <u>第21条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</u> (5) <u>第22条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者</u> 〔削る〕 第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前<u>3</u>条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。 第28条 <u>第8条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、1万円以下の罰金に処する。</u>	者は、<u>1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。</u> 第25条 <u>次の各号の一に該当する者は、6月以下の懲役又は</u> <u> 5万円以下の罰金に処する。</u> (1) <u>第6条の規定に違反した者</u> (2) <u>第7条の規定に違反した者</u> (3) <u>第8条第1項又は第2項の規定に違反した者</u> 第26条 <u>次の各号の一に該当する者は、3月以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。</u> (1) <u>第21条の規定に違反して報告せず、又は虚偽の報告をした者</u> (2) <u>第22条第1項の規定に違反して調査又は検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者</u> 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 第27条 <u>第19条の規定による命令に違反した者は、3万円以下の罰金に処する。</u> <u>（両罰規定）</u> 第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前<u>4</u>条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。 〔新設〕

改正後	改正前
附 則 <u>（施行期日）</u> 1 <u>この条例は、平成２６年４月１日から施行する。</u> <u>（経過措置）</u> 2 <u>この条例の施行の日の前日までに、改正前の糸満市公害防止条例（以下「旧条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為（罰則規定を除く。）は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。</u> 3 <u>この条例の施行の日の前日までに、旧条例にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</u> <u>（既に設置された特定施設に関する特例）</u> 4 <u>この条例の施行の日の前日までに、既に設置された特定施設のうち、この条例施行後に新たに当該施設の変更、廃止又は地位の承継をしようとするものは、この条例の相当規定の適用を受けるものとする。</u> <u>（使用されていない特定施設に関する特例）</u> 5 <u>この条例の施行の日の前日までに、使用されていない特定施設のうち、この条例施行後に新たに当該施設を使用しようとするものは、この条例の相当規定による届出をしなければならないものとする。</u>	附 則 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕